

〈史料紹介〉

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について

百 田 昌 夫

一 はじめに

中世・近世の都市山口における夏六月の祭礼、祇園会の資料については、すでに、山口市教育委員会の報告書『山口県無形民俗文化財 鷲の舞』（以下『市報』と略記）で翻刻七点が提示され、鷲舞ばかりでなく、山口祇園会の史的検証の好素材になっている（「表1」）。

ただし、その翻刻資料相互の連関、異同とその意味等の検討はなお十分果たされていない。また、近世祇園会記録（「表1」の○（\*1）、○（\*2）、○（\*3）——いずれも「山口祇園御祭礼之覚」系統（後述）、——に対して、翻刻の

底本としては、文書館（一般郷土史料）の一点と稿本（戦前の県史編纂所資料）の二点が示されるにとどまり、翻刻原本や類本の所在等については明確でなかった。

ここでは近世山口祇園会記録の諸本について、事後の検討に備えて、まず、従来の採訪経過、諸伝本の遺存状況を素描して、今後要請される多面的なアプローチのための一つの足懸かりとしたい。

（山口祇園会の先行研究）

・小川五郎「山口祇園会の山車」「民俗芸術」（第4巻第5号）1931（遺稿集『防長文化史雑考』1970所収、但し

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について（百田）

〔表2〕 現存の資料

(※1)～(※3)は〔表1〕の(※1)～(※3)、A～Eは〔表4〕のA～E参照

資料の表題 (〔所在〕)	旧県史稿本
(※1) E 「祇園会由来記」(表紙表題) 〔文書館 (一般郷土史料204)〕	稿本「県史1398<前半部分>」に対応。<前半部分>は「王政復古七十年記念山口県史編纂所」用箋(1～86頁)。(注1)
(※2) 「山口祇園会驚之一巻」(表紙表題) 〔文書館 (一般郷土史料1436)〕	稿本「県史1398<後半部分>」に対応。<後半部分>は「山口県神社誌原稿用紙」用箋(1～56頁)。(注2)
(※3) A 「山口祇園御祭礼之覚」(表紙題箋) 〔県立山口図書館 (Y385/A)〕	(該当ナシ)
(※3) B 「山口祇園会之覚」(表紙表題) 〔文書館 (多賀社文庫506)〕	(該当ナシ)
(※3) C 「山口祇園会一巻」(目次表題) 〔文書館 (一般郷土史料1435)〕	稿本「県史1522」に対応。「山口県神社誌原稿用紙」用箋(1～100頁)。
(※3) D 「山口祇園社祭礼記」(表紙表題) 〔山口図書館 (Y385/A)〕	(該当ナシ)

(注1)(注2) 稿本「県史1398」(目録名称「祇園会由来記并驚一巻」、文書館〔諸文庫仮目録II「県史編纂所史料1398J」])には、(※1)の稿本と(※2)の稿本が合綴されている。

〔表1〕 『市報』の翻刻資料

(山口市教育委員会報告書『山口県無形民俗文化財 鷲の舞』1981)

翻刻資料の表題 (『市報』目次)	翻刻の「底本」(『市報』解題)
○「山口祇園会毎年順観人数之事」	山口県文書館(多賀社文庫)の「原本」(天正11年6月吉日、横屋弥次郎昌信<花押>) (注1)
○(※1)「祇園会由来記」	「山口県文書館の一般郷土史料」の「写本」(注2)
○(※2)「周防国山口祇園会 鷲之一巻」	「山口県文書館の旧県史史料中の写本」(注3)
○(※3)「山口祇園会一巻」	「山口県文書館の旧県史史料中の写本」(注4)
○「山口宰判風土注進案一祇園社」	(天保15年、上田鳳陽編述)
○「山口名勝旧蹟図誌一八坂神社」	(明治26年、近藤清石)
○「趣味の山口一名物評判記」	(昭和6年、小川五郎) (防長史談会編「趣味の山口」のうち、小川五郎「名物評判記」)

(注1) 『山口県史料中世編』1979、『山口県史料編中世1』1996にも翻刻がある。

(注2) 「原本や筆者等は不明であるが、写本が山口県文書館の一般郷土史料の中にある」(○(※1)の『市報』解題)。この「写本」は、「一般郷土史料204」であろう。

(注3) 「原本は同町(堂の前町)の津守氏所蔵であったようであるが、今は不明になっているため、山口県文書館の旧県史史料中の写本によった」(○(※2)の『市報』解題)。この「写本」は、稿本「県史1398 <後半部分>」(目録名称「祇園会由来記并驚一巻」)であろう。

(注4) 「原本・筆者共に不明であり、山口県文書館の旧県史史料中の写本を底本とした」(○(※3)の解題)。この「写本」は、稿本「県史1522」(目録名称「山口祇園会一巻」)であろう。

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について(百田)

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について(百田)

〔資料3〕 目次(二)〔四十九〕条

山口祇園会一巻」目次表題
一 祇園会山車ノ頭人寄相答ノ事
二 上之御山人形ノ事
三 町車并鷲ノ頭人付届ノ事
四 御祭礼定日ノ事 附驚故笑ノ事
五 七日御神事刻限ノ事
六 六月七日御神事備ノ事
七 駕輿丁人数ノ事
八 鷲舞ノ事 附通り物作法ノ事
九 六月七日通り物當番ノ事
十 附通り物後ノ事
十一 同日諸芸仕所ノ事
十二 教威坊笠着連歌ノ事
十三 車拝領銀割符ノ事
十四 上之御山日用之者人数ノ事
十五 同木道具洗申事
十六 六月十一日御山賄ノ事
十七 附御酒初穂ノ事
十八 御山諸道具諸所より出申事
十九 附御山かさりノ事
二十 六月十四日御山道具見合人ノ事
二十一 同日御山昇見合人ノ事
二十二 祇園大夫ノ事
二十三 同薪ノ事
二十四 御山釘ノ事
二十五 六月十一日於御旅所ニ御供ノ事
二十六 御名代御社参ノ事
二十七 六月十四日御山水持夫ノ事
二十八 同日(注1)
二十九 六月十四日ノ朝御山きよめノ事
三十 同日諸山於御旅所ニ御神納ノ事
三十一 附御久米ノ事
三十二 三町車同日御神納御久米ノ事
三十三 同日之上之御山御神納御久米ノ事
三十四 同日御神事ノ付届ノ事
三十五 附町奉行御社参ノ事
三十六 同日御名代梁山江御出ノ事
三十七 六月十四日御神事山車行列ノ事
三十八 同日御樽・肴・まんぢうノ事
三十九 附四村(注2)割符ノ事
四十 同日三町車所勤ノ事
四十一 同日御山昇ノ事
四十二 附小郡才判之内御山昇當番(注3)ノ事
四十三 梁山棧敷ノ事(注4)
四十四 諸山かさり松并車桃ノ木採用ノ事
四十五 御山道具仕替ノ事
四十六 御山道員仕替ノ事
四十七 御公儀出出銀ノ事
四十八 御山昇拝領ノ酒樽・折ノ事
四十九 御山十四日昼食所ノ事 委細書付有之
五十 鷲諸入目銀割符ノ事
五十一 六月七日通り物諸入目銀割符ノ事
五十二 附通り物當番ノ町より付届ノ事
五十三 三町車材木採用ノ事
五十四 定山人形ノ事
五十五 諸町山車諸入目銀割符ノ事(注5)
五十六 但式十五ヶ条有之
五十七 三町車ノ真年替ノ事
五十八 祇園ノ事諸本ニ書入有之写ノ事
五十九 祇園御祭礼 殿様御名代ノ事

二十八 三町車同日御神納御久米ノ事
二十九 同日之上之御山御神納御久米ノ事
三十 同日御神事ノ付届ノ事
三十一 附町奉行御社参ノ事
三十二 同日御名代梁山江御出ノ事
三十三 六月十四日御神事山車行列ノ事
三十四 同日御樽・肴・まんぢうノ事
三十五 附四村(注2)割符ノ事
三十六 同日御山昇ノ事
三十七 附小郡才判之内御山昇當番(注3)ノ事
三十八 梁山棧敷ノ事(注4)
三十九 諸山かさり松并車桃ノ木採用ノ事
四十 御山道具仕替ノ事
四十一 御公儀出出銀ノ事
四十二 御山昇拝領ノ酒樽・折ノ事
四十三 御山十四日昼食所ノ事 委細書付有之
四十四 鷲諸入目銀割符ノ事
四十五 六月七日通り物諸入目銀割符ノ事
四十六 附通り物當番ノ町より付届ノ事
四十七 三町車材木採用ノ事
四十八 定山人形ノ事
四十九 諸町山車諸入目銀割符ノ事(注5)
五十 但式十五ヶ条有之
五十一 三町車ノ真年替ノ事
五十二 祇園ノ事諸本ニ書入有之写ノ事
五十三 祇園御祭礼 殿様御名代ノ事

〔注1〕 同日、脱か。

〔注2〕 四村割符。小郡才判之内、宮野村、平井村、矢原村の四村。

〔注3〕 上之御山昇當番。小郡才判之内より五組年替り。一番小郡・嘉川村。二番、陶・鏡鏡司村。三番、台道・下津領村。四番、白松村。五番、秋穂村。

〔注4〕 附棧敷開敷之事」に棧敷略図がある(図4参照)。

〔注5〕 「四十六」条記事は、「三」にわたる。初項を別にして二五項目あり、「式十五ヶ条」の語に相応する。

一九〇八年の山車写真五葉の図版を略す)

・(無署名)「水上山の二月会と山口祇園祭」『山口市史』

山口市史編纂調査会1933(昭和八年版山口市史)1933)

・本田安次・山路興造『鷺舞神事』(財)観光資源保護財団  
1974

・田村哲夫「山口市八坂神社祇園祭に於ける鷺の舞の神  
事について」『山口県無形民俗文化財 鷺の舞』山口市教  
育委員会1981

## 二 諸伝本の書誌

『市報』での前記翻刻資料七点(「表1」)は、天正年間以降、いずれも毛利氏の時期以後のものであるが、別にそれより以前、一五二〇年(永正一七)「高嶺太神宮御鎮座伝記」もあり、大内氏の時期の山口祇園会の動向が知られる。筆者もこの「御鎮座伝記」やその後の記録類により、中世以来の山口祇園会を紹介する機会があった。一五二〇年前後の状況、とくに祇園社遷座(六月十八日)

と伊勢内宮・外宮両社の勧請(六月二十九日、高嶺太神宮、通称「今伊勢」の鎮座)とがワンセットの事業であったこと、今道御旅所への神幸と還幸のこと、「長刀ほこ一」、「三日月ほこ一」、「ものほこ一」の「ほこ三」の巡行がこの年に始まり、「大町」の町衆が所管した事などである。

その際、近世記録類は中世の様相を復元的に把握するためにも欠かせぬデータであったが、その後、『市報』では不明とされていた○(\*2)、○(\*3)の「原本」など、祇園会記録の伝本若干に、幸い接することができた。現認できている都合六点について、『市報』の○(\*1)、\*2、\*3)と旧史稿本二点との対照を示せば、「表2」のようになる。「表2」の○(\*3)A~Dなどは、名称に相違があるが、本文内容は同系統の類本である(後述)。

以下、類本間の異なる点検、系統関係の理解のため、一点毎に書誌的データを示す。

○A本 「山口祇園御祭礼之覚」(「表2」の(\*3)A) 袋綴装、一冊。墨付六九紙。縦二五・九cm×横一七・八cm。料紙は厚手の楮紙。「徳萬氏」の印記(真名序)。山口図書館受入は一九五三年(印記「山口図書館受入115073」昭和28.3.1)「山口県立山口図書館蔵書印」。現在、山口図書館架蔵。

・(本文) (表題)「周防吉敷郡山口／祇園御祭礼之覚」  
(条目数) 四九(「一」~「四十九」)  
・(奥書)「山口祇園会之一卷、紙数七拾三枚」「享保五」「願主難波氏栄徳」(【資料4】)  
・(付) (表紙裏)「(書) Y385/A」

### 【資料1】 享保四年徳海真名序

・(表紙) (題箋)「元禄十二己卯年／閏九月吉日」「山口祇園御祭礼之覚」  
・(扉) (表題)「元禄十二己卯年／山口祇園御祭礼之覚／閏九月吉祥日」  
・(真名序) (奥書)「享保己亥(四年)」「南陽沙門徳海」(次掲【資料1】) (印記)「徳萬氏／蔵書印」  
・(仮名序) (表題)「祇園御祭礼序文仮名書」(奥書)「享保己亥(四年)」「南陽沙門徳海見昭」(【資料2】)  
・(目次) (表題)「山口祇園会一卷」(条目数) 四九(「一」~「四十九」)(【資料3】)

凡治人之道、莫急於礼、礼有五経、「莫重於祭祠矣。奥考周防州山口」祇園会之祭儀、往年大内義興相「攸于高嶺山之麓而、建社、宮室既」修、牆屋既設、百物既備、齋戒沐浴「奉承而進之、其敬信之心至也。今」也世、逮漢季、祭祠者不知非自外「至者而、自中出世於心者也、其敬」信之心巴(己)散、侵以怠矣、矣失其本焉。有「難波氏栄徳者、生于千載之後歎息」之不止、十有餘年夙夜憂慮、或問之「古老、或考之正史、作一編書、奉納」祇園社。庶幾得後人沿流求源者、「是書之微意也。一日袖是書、来序乞、予、雖不敏、不

獲固辭、遂、述其概而、為」之叙。

于時享保巳亥(四年)仲冬、南陽沙門德海書之。

【資料2】 享保四年德海仮名序

祇園御祭礼序文仮名書

およそ人をおさむる乃道ハ、礼よりきうなるハなし、  
れい(礼)に「五けい(五経)あり、さいし(祭祀)よりお  
もきハなし。ここに周防州山口」祇園会のさいぎ(祭  
儀)をかにかうる(考うる)に、そのカミ大内義興所を  
高嶺山乃ふもと(麓)に見て、社をたて、きうしつ(宮室)  
すで」におさまり、しやうをく(牆屋)すでもうけ、  
ひやくふつ(百物)すで」にそなわり、さいかひよく  
く(斎戒沐浴)ほうせう(奉承)してこれをす」む、そ  
のけいしん(敬信)のこゝろ(心)いたれり。いま(今)や  
よ(世)ハ、ぎようぎ(澆季)に「およ(速)んて、さいし  
(祭祀)ハ外よりいたるものにあらずして、内より出て」  
こゝろになるものといふことをしらず、そのけいしん

(敬信)のこゝろ」すでにさんじて、やゝ(侵)もつてお  
こたり、そのもとをしつす。」

なんば(難波)氏よしのり(栄徳)といふものあり、せ  
んざい(千載)のちにむ」まれてこれをたんぞく(嘆  
息)してやまず、十いふよねん(十有余年)「しゆくや(夙  
夜)にうれひおもんばかり、あるひハこれをこらう(古  
老)にとひ、或はこれをせうし(正史)にかんがへ、一ハ  
ん(一編)」乃しよ(書)をつくつて 祇園やしろ(社)に  
ほうのふ(奉納)す。」こひねがわくハ、まさにかうじん  
(後人)をして、ながれに」したがひ、みなもと(源)を  
もとめしめんとするものハ、」此書のびい(微意)なり。  
いちじつ(一日)このしよ(此書)を袖にし」きたつて、  
じよ(序)をこふに、ふびん(不敏)なりといへとも、「こ  
じ(固辭)することをゑず、ついに、そ乃おふむね(概)  
を」のべて、これがためにじよ(序)す。

于時享保巳亥(四年)仲冬、南陽沙門德海見昭書。

萩南陽山松雲院住持作也。

【資料3】 目次(「一」〜「四十九」条)

(別掲)

【資料4】 享保五年願主難波栄徳奥書

山口祇園会之一巻、紙数七拾三枚。」

但、貞享元甲子年六月吉日より元禄(禄)十二卯年「閏  
九月吉日迄ニ謹テ書集、同十四辛巳年十月吉日ニ」清  
書仕候事。」

(「又此一巻之内書添之儀、元禄(禄)十四年清書」  
又此一巻之内書添之儀、元禄(禄)十四年清書之時分、  
不足之事」有之、其以後色々相尋候而、追々ニ書付置、  
又序文等ニ茂、書入之事」間相申儀有之、序書及延引  
ニ候、何茂貞享元子年より」今享保五庚子年迄三十七  
ケ年之間、より々、此儀相尋」証拠正敷事書集メ、即  
享保五年九月五日迄ニ書添仕、漸」此 祇園会之一巻  
成就仕候者也。 願主難波氏栄徳

(小括)表紙題箋以下、体裁・書写がよく整う。一面は  
ぼ九行書。親本は、元禄十四年清書本(「I」)が増補、  
改題された享保五年奥書本(「II」)への加筆本である。

すなわち、願主難波栄徳の奥書(「資料4」)により、  
一七〇一年(元禄十四)の清書本「山口祇園御祭礼之覚」  
(表紙題箋他、「I」)が設定できる。一六八四年(貞享元)  
より九九年(元禄十二)の間に取材(「書集」)、「清書」され  
たものである。

その後、一七二〇年(享保五)、(1)追加取材(「不足之  
事」)「追々ニ書付置」、三十七ケ年之間「証拠正敷事書  
集メ」により増補(「書添」)され、(2)萩松雲院德海(「真  
名序と仮名序が寄せられて、(3)「山口祇園会一巻」の表  
題(目次表題、奥書では「山口祇園会之一巻」とある)が  
新たに付与された。祇園社に「奉納」(「真名序、【資料  
1】)、あるいは「神納」(宝暦十三年書写奥書、後掲【資  
料5】)されたというのが、目次・本文四九条であり、「紙  
数七拾三枚」(「資料4」)であるこの享保五年奥書本

(II) であろう。

また、当本には、奥書年以後の「四十九」条5項(享保九)、6項(享保十二)の記事、さらに、7項(享保五)、8項(明和七)の記事の書入があるので、一七七〇年明和七頃加筆された祇園社本(前記「II」)が親本といえる(表3)参照、以下「II A」本とする。

○B本 「山口祇園会之覚」(表2)の(\*3)B)

袋綴装、一冊。墨付六三紙。縦二五・〇cm×横一七・

〇cm。料紙は楮紙。真名序奥書に徳海印形(図1)、本奥書に栄徳判形(図2)が表示される(A本では無記載)。宝曆十三年書写奥書の栄正は栄徳の次代。山口多賀神社伝来(印記)。多賀神社資料の山口図書館受入は一九三〇年(山口県文書館「諸文庫仮目録1」1986)。現在、文書館架蔵。

・(現装表紙)「山口祇園会之覚」宝曆十二(十三)年五

月

・(表紙)(表題)「山口祇園会之覚」(印記)「防陽/多賀宮/文庫」

・(扉)(表題)「元禄拾式己卯年/山口祇園御祭礼之覚」(印記)「防陽/多賀宮/文庫」

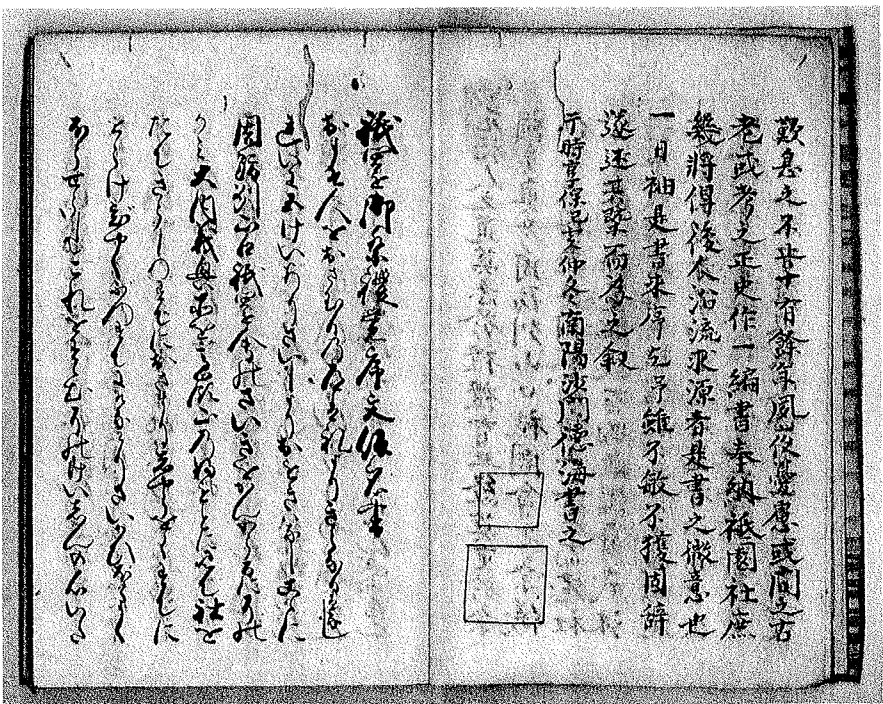
・(真名序)(奥書)「于時享保己亥(四年)仲冬、南陽沙門徳海書之。」「□□」(印形カ) (印記)「防陽/多賀宮/文庫」

・(仮名序)(表題)「祇園御祭礼覚序文仮名書」(奥書)「于時享保己亥(四年)仲冬、南陽沙門徳海見昭書。」「萩南陽山松雲院住持作なり。」

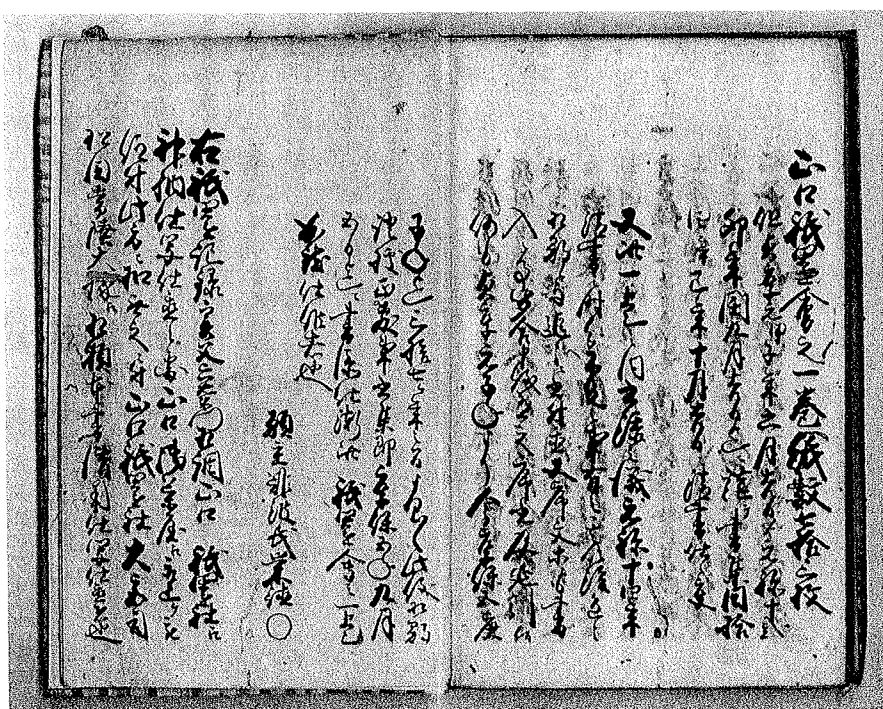
・(目次)(表題)「山口祇園会二巻」(印記)「防陽/多賀宮/文庫」(条目数) 四九(無番号、仮番号(1)~(49))

・(本文)(表題)「周防吉敷郡山口/祇園御祭礼之覚」(印記)「防陽/多賀宮/文庫」(条目数) 四九(無番号、仮番号(1)~(49))

・(本奥書)「享保五」「願主難波氏栄徳」(判形カ)「



(図1) 真名序(部分、右)と仮名序(部分、左)(○B本)



(図2) 本奥書(右~左)と書写奥書(部分、左)(○B本)

- ・(書写奥書)「宝曆十〇(三)」「横屋栄正」(【資料5】)
- (印記)「多賀大宮司」

・(付) (扉)「(赤ラシ) 133/106/(多)」(【冊ラシ】 0704/0281)

【資料5】 宝曆十三年横屋栄正書写奥書

右祇園記録、実父六右衛門相調、山口祇園社江「神納仕、写仕置候処、山口御茶屋江取上ケ被」仰付、此方ニ控無之ニ付、山口祇園社大宮司「松田常陸大掾江相頼、本書借用仕、写仕置者也。

宝曆十〇(三)癸未五月吉日 横屋徳左衛門/栄正

〈小括〉 一七六三年(宝曆十三)の書写奥書によれば、

(1)実父六右衛門(栄徳)が正本(「右祇園記録」、前記【II】)を祇園社へ「神納」した。(2)「控」の副本(【III】)があったが、山口町奉行(「山口御茶屋」)に「取上ケ」となったので、(3)当本は、祇園社本を「借用」して、あらため

て書写したという。A本と同様、目次・本文四九条本である。また、真名序奥書に徳海印形「〇」、本奥書に栄徳判形「□」が、それぞれ記してあり(図1・2)、本奥書の文言「紙数七拾三枚」(A本は【資料4】、B本は図2参照)とともに、栄徳の神納本(前記【II】)の様態を示唆する。なお、「実父六右衛門」は栄徳のことであり、栄徳(享保五年奥書、難波姓)―栄正(宝曆十三年奥書、横屋氏)の系譜が知られる。

目次四九ケ条(1)〜(49)、本文四九ケ条(1)〜(49)は、A本の目次(「一」〜「四十九」、本文「一」〜「四十九」とほぼ同様である。ただし、本文末尾(49)条の記載は六項目であり、A本「四十九」条の1項(宝永元)〜6項(享保十二)までにとどまる(7、8項に相当する記載はない)。宝曆十三年までに、親本である祇園社本(前記【II】)の四九条に、5、6項記事(享保九、十二)の書入があったことになる。宝曆十三年書写奥書本である(以下【II B】本とする、「表3」参照)。

〇〇本 「山口祇園会」巻1(「表2」の(\*3)C)

袋綴装、一冊。墨付五一紙。縦二三・五cm×横一六・〇cm。薄手の料紙。明治以後の模写。損傷箇所は図示されている(表紙、目次など)。

なお、扉裏面に「大市」、「菊屋」、裏表紙裏面に「菊屋氏」の書き入れが見える。また、付箋「長禄三歳ヨリ/明治十八年迄、五百三歳二成也」(本文(46)条の位置)を伴う。山口図書館受入は一九三二年(印記「昭和六年五月一日」、「行啓記念山口県立山口図書館蔵書」)。現在、文書館架蔵。

・(現装表紙)「山口図書館蔵」浮文字模様( ) (題箋)

「山口祇園会」巻1

・(表紙) (表題)「山口祇園(以下損傷、「会之覚」)

・(目次) (表題)「山口祇園会」巻1 (条目数) 四七(無

番号、仮番号(1)〜(47))

・(本文) (表題)「周防吉敷郡山口 祇園御祭礼之記」

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について (百田)

(条目数) 四七(無番号、仮番号(1)〜(47))

・(付)「(赤ラシ) 133/106/(多)」(【冊ラシ】 071/701/—)「【冊ラシ】 071/701/44011」

〈小括〉 A本や、B本、D本のような奥書を欠き、書写の経緯が不明であるが、「大市菊屋原本」が親本との説や、多賀社伝来の可能性があることが参考になり、付箋の「明治十八年」が書写時期の目安になる。

A本と比較して、元禄十二年扉表題、享保四年真名序・仮名序、享保五年奥書が無い。また、目次条目数(四七)が、A本目次条目数(四九)と合わないが、本文(1)〜(47)の内容自体は、A本本文(「一」〜「四十九」とほぼ共通する。ただし、末尾(47)条(1)〜6項)は、A本「四十九」条の1〜6項までに該当し、7、8項部分を欠く。その点、前記B本末尾(49)条項目数と同様であり、B本書写奥書を欠くが、親本は祇園社本系統の一本(【II B】本系、「表3」参照)である。

○D本 「山口祇園社祭礼記」〔表2〕の(\*3)D)

袋綴装、一冊。墨付一〇三紙(元治元年書写時)。縦二・二cm×横一七・二cm。料紙は黄楮紙。元治元年奥書がある。つづいて、奥書後の文書の挿入・添付がある。また、表紙に「寺社処<sup>③</sup>」、裏表紙に「山口県口<sup>④</sup>(貫<sup>⑤</sup>)」の書き入れが見える。山口図書館受入時期は不明であるが、赤ラベルにも「(県)」とあり、戦前県庁伝来本であろう。現在、山口図書館架蔵。

- ・(現装表紙) (表題) 「山口祇園社祭礼記」
- ・(表紙) (表題) 「元治元子六月調之／山口祇園社祭礼記」(後筆<sup>⑥</sup>)「寺社処」
- ・(扉) (表題) 「元禄十二己卯年／山口祇園御祭礼之覚／閏九月吉祥日」
- ・(真名序) (奥書) 「于時享保己亥(四年)仲冬、南陽之沙門徳海書之。」
- ・(目次) (表題) 「山口祇苑会<sup>⑦</sup>」(条目数) 四九

〈小括〉 一八六四年(元治元)の奥書によれば、同年、寺社奉行が祇園社本より書写させたもので、新表題『山口祇園社祭礼記』を付す。いわば行政側からの写本制作の事例である。

A本・B本と同様、目次・本文四九条本である。ただしA本と比較して、享保四年真名序はあるが、同前仮名序と、享保五年難波米徳奥書が略されている。同じく、B本の宝暦十三年書写奥書もない。

だが、本文「四十九」条の項目(1〜8項)は、A本同条の全項(1〜8項)と共通しており、この元治元年書写奥書本は、一七七〇年(明和七)頃加筆本の系統(「IIA」本系、「表3」参照)である。  
また、親本とした祇園社本(享保五年奥書、前記「II」)の四九条は、この時点でも、一七七〇年加筆の状態のままであったことになる。

なお、元治元年六月(表紙、書写奥書)は、前年(文久三年)四月、萩から山口への藩庁移鎮後の政局下、そして

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について(百田)

〔一〕〜〔四十九〕

- ・(本文) (表題) 「周防吉敷郡山口／祇園御祭礼之覚」(条目数) 四九(「一」、以下仮番号(2)〜(49))
- ・(書写奥書) 「元治元(年)」(資料6)
- ・(増補) 二四紙(袋綴、うち「県庁」用箋五紙) (「元治元子六月七日より十四日迄祇園社祭礼之一件」以下、庚午(明治三)六月祭祀局伺書など一六通分、末尾は壬申(明治五)六月松田敏輔覚) (別添、辛未(明治四)六月社寺改正署伺書など切紙四通分)
- ・(付) (本表紙) 「(辨<sup>⑧</sup>)」133/106/(漣)」(「辨<sup>⑨</sup>)」0702/140) (現表紙) 「(辨<sup>⑩</sup>)」0702/140) 「(辨<sup>⑪</sup>)」Y385/A)

【資料6】 元治元年書写奥書  
右元治元子六月祭礼之「節より、寺社奉行役、神事」奉行として被差出候より、祇園「大官司松田右京進よりの(旧<sup>⑫</sup>)」差出せ、後年為見合、写「相調置候もの也。」

この年四月、祇園社の現社地への遷座直後の時点である。一五二〇年以来三世紀半ぶりの遷座は、当然、祭礼時の御幸・御還幸の順路変更等、種々の調整を要したはずであり、祇園会マニュアルとしての「山口祇園御祭礼之覚」にも改訂が必要とされたのではないか。この時点で山口藩庁方(「寺社奉行」)の制作した写本(元治元年書写奥書本、奥書一部意味不明)が、廃藩置県後、山口県庁(「祭祀局」)、「社寺改正署」へと引継がれたのであろう。その過程で、計二〇通(元治元〜明治五)の文書写が増補されている。

○E本 「祇園会由来記」〔表2〕の(\*1)

袋綴装、一冊。墨付四八紙。縦二三・六cm×横一六・四cm。料紙は薄手。損傷箇所には「以下ヤブレ」、「スレヤブレ」(八六、八七頁)などの表示がある。明治以後の模写であるが、伝来・書写のデータ不明。山口図書館受入は一九一三年(印記「大正二年九月五日」)「山口県立山口



図書館蔵書)。現在、山口図書館架蔵。

・(現装表紙「山口図書館蔵」浮文字模様) (題箋)

「祇園会由来記」

・(表紙) (表題)「祇園会由来記」

・(序) 五頁(見出し「祇園社」、頁数表示なし)

・(本文) 八八頁(頁数表示「一」〜「八八」) (祇園御祭礼御名代之事) 以下、条目数表示なし)

・(付) (現装表紙)「(ホラシ)133/(以下不明)」(ホラシ) 070/7036/17058]

〈小括〉 当本には目次がない。本文「一」〜「八八」

頁)は、四九条本本文(A本「一」〜「四十九」条)と比較すると、(1)表題名が異なる他、(2)改編、(3)一部加除——たとえば四五頁(A本三十四条相当)、八六頁(A本四十七条相当)——、(4)錯簡、落簡の形跡——たとえば六頁中程に目次の一部四行分のみ挿入(A本目次四十六〜四十四

九条相当部分)——、がある。また、(5)増補もある(巻末八六、八七頁に、「延享五年」、「明治五年(八坂社木之大鳥居の上棟他)」の記事)。

(2)の改編は、たとえば、当本の序「祇園社」が、同前本文四八条(A本「祇園ノ事諸本二書入有之写ノ事」)条とほぼ共通すること、また、当本本文冒頭条(祇園御祭礼御名代之事)は、同前本文四九条(A本「祇園御祭礼殿様御名代ノ事」)条の1〜6項までとほぼ重なり、7、8項(毛利元就一五〇年、二〇〇年記事)該記載はないことである(廃藩置県後の7、8項切出か)。

以上のように、改編・加除、表題変更等があるが、全体像として、親本は一連の「山口祇園御祭礼之覚」系統諸本中の一本であり、一八七二年(明治五)以後の再編本である。未定稿(たとえば錯簡、落簡の未処理)ではあるが、その時点で、再編されつつあったのではないかと思われる(表3)参照。

○「山口祇園会鷲之一巻」 (表2)の(\*2)

袋綴装、一冊。墨付二四紙。縦二七・〇cm×横一九・〇cm。料紙は薄手。正徳四年奥書は折紙様式。なお、現装表紙と別に、旧表紙(表・裏に墨書、本文と同筆)を伴う。親本は「紙数廿八枚、内墨付式拾四枚(旧表紙裏)。経緯不明であるが、明治以後の模写か。山口図書館受入は一九三〇年(印記「昭和五年九月二十日」)。現在、文書館架蔵。

・(奥書)「正徳四甲午年/卯月吉祥日」「横屋六右衛門/栄徳(花押影)」「吉敷郡山口/堂之前御町中」(印記、写)「横(横屋)栄徳」

・(付)「(ホラシ) 133/106/(図)」

・(旧表紙) (表)「正徳三癸巳年九月十六日」「周防国/山口祇園鷲之一巻/全部」「堂之前町中」(裏)「堂之前衆中、依所望、此鷲之一巻書集/者也、但諸ひかへ物引合参懸り之次第、如此也」「横屋六右衛門栄徳/書之」紙数廿八枚、内墨付式拾四枚 (付)「(ホラシ) 133/106/(図)」「(ホラシ) 070/7036/17058 43223」

・(表紙) (表題)「山口祇園会鷲之一巻/堂之前町中」

・(序)「鷲一卷之序」 (奥書)「于時正徳三癸巳歲九月既望(十六日)/難波氏栄徳謹書」

・(目次) (表題)「周防国山口祇園会鷲之一巻目録」 (条目数) 二一(「一」〜「二十一」)

・(本文) (表題)「周防吉敷郡山口/祇園会鷲之事」

・(小括) 当本奥書の時期(正徳四年)は、原「山口祇園御祭礼之覚」(A本〜D本、E本の祖形)の成立時期——元禄十四年清書本(前記「I」)、享保五年奥書本(前記「II」)の年代——と前後しており、内容上も相互に関連があり、重複がある(たとえば当本四条と四九条本七

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について(百田)



条の元禄十一年規制記事、また当本六・七条と四九条本五・七条の六月七日御神事備・鷲舞記事)。

また、「山口祇園会之一巻(享保五年奥書)」の場合、正本(前記「II」)が祇園社に奉納され、横屋氏の副本(前記「III」)が山口町奉行方に呈上させられた(「取り上ケ」【資料5】)が、当本の場合は、「堂之前町中」(「堂之前衆中」、旧表紙)宛てであり、いわば町方本としての成立と伝来が明白である。

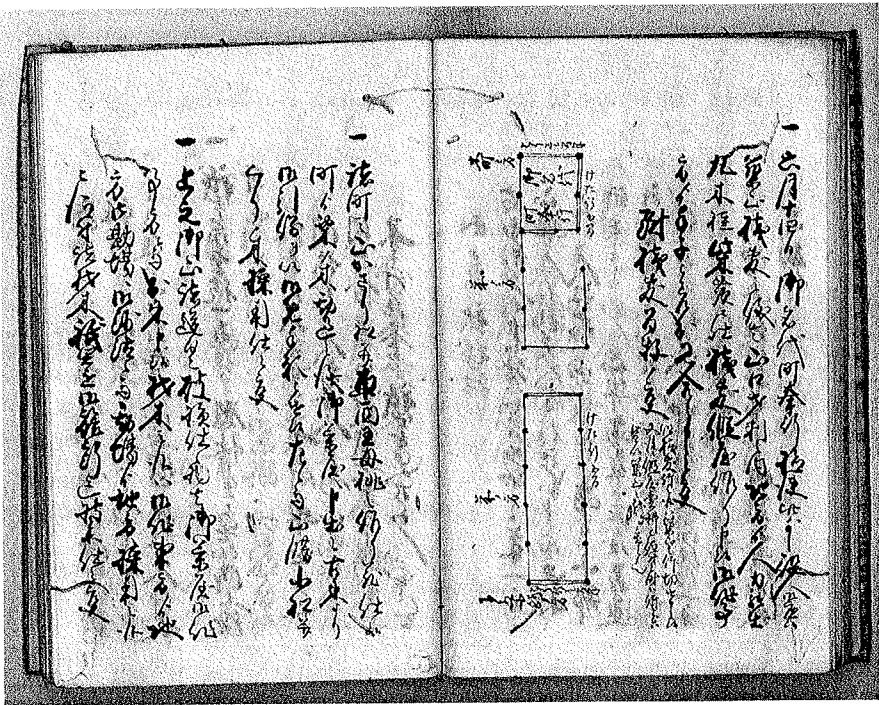
なお、一七二三〜一四年の栄徳(当本正徳三年序と正徳四年奥書)は、一七二〇年の栄徳(享保五年奥書、【資料4】)であり、その後、一七六三年の栄正(宝暦十三年奥書、【資料5】)の父六右衛門であった。また、一五八三年(天正十一)「山口祇園会毎年順観人数之事」奥書の「横屋弥次郎昌信」(「表1」参照)の孫がこの栄徳であり、昌信(栄直、宗発)―〇―栄徳(よしのり)、【資料2】―栄正という山口町衆横屋氏の中世〜近世の系譜が辿れる。

三 「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本

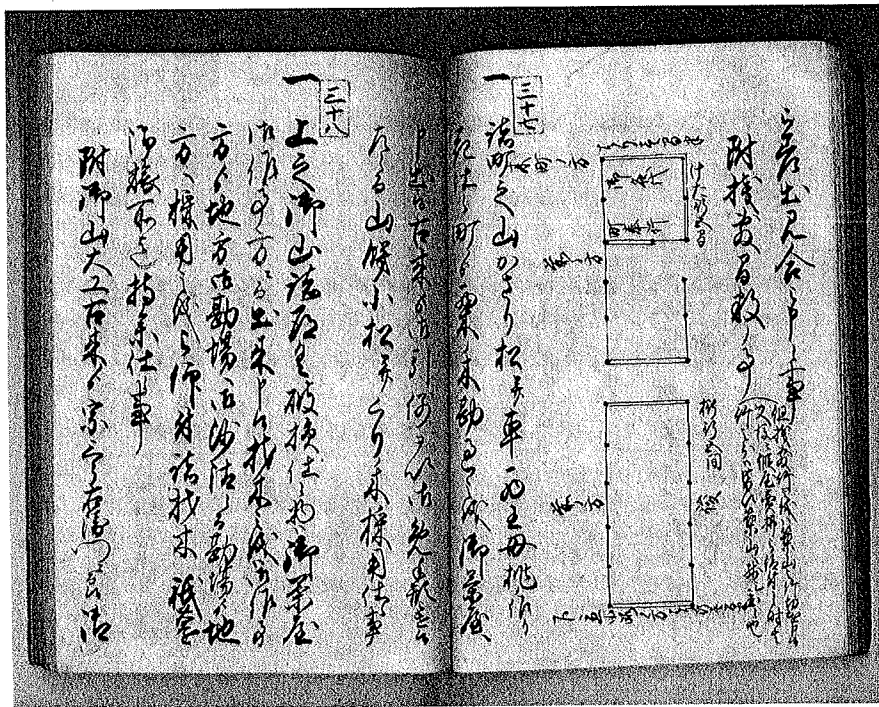
前節において、諸伝本成立の経緯を理解するため、真名序、仮名序、奥書の有無や、四九条本四九条の項目点検(5、6項、7、8項)などから、祖形としての祇園社「I」本、「II」本を設定したうえで、B・C本を「II B」本系(四九条1〜6項収載)、A・D本を「II A」本系(四九条1〜8項収載)に、整理してみた(「表3」)。

すなわち、A・B・C・D本のいずれにも、基本的には、元禄十四年清書本(前記「I」本)、享保五年奥書本(前記「II」本)を共通の祖形として、その後の改訂増補、改題が施されてきたことが認められる。

たとえば、B本は、祇園社「II」本からの宝暦十三年書写であり(【資料5】)、新表題「山口祇園会之覚」が付与された。D本は、同前「II」本からの元治元年書写であり(【資料6】)、新表題「山口祇園社祭礼記」が付与されたのであった。



(図3) ○B本 本文(36)条(「築山棧敷之事」)・(37)条・(38)条(部分)



(図4) ○A本 本文「三十六」条(「築山棧敷ノ事」、部分)・「三十七」条・「三十八」条(部分)

〔表4〕付表) 目録類のデータ

(年次)〔標題/書誌事項〕(〔目録名称〕) (A本以下の表題は〔表2〕参照)

○A本「山口祇園御祭礼之覚」  
(1969)『山口祇園(御、脱)祭礼之覚、Y385-A、68丁/26cm/和』(図書館〔郷土資料目録〕)

○B本「山口祇園会之覚」【宝暦13年書写奥書本】  
(1986)『山口祇園会之覚/元禄拾貳年九月/横屋栄正写/宝暦一三/一冊』(文書館〔諸文庫仮目録I「多賀社文庫506」〕)

○C本「山口祇園会一卷」  
(1932)『山口祇園会一卷/(大市菊屋原本ニ拠ル)/一/〇七一/七〇一』(図書館〔郷土志料目録追加第一〕)  
(1940)『山口祇園会一卷/写/一冊/(山口図書館所蔵)』(〔県史解題〕)  
(1970)『山口祇園会一卷/一冊/(類)祭祀/(写)山口』(〔国書総目録第七巻〕)  
(1987)『(山口祇園会一卷)/欠』(文書館〔諸文庫仮目録II「一般郷土史料261」〕)  
(1993)『山口祇園会一卷(写)』〔図書館より寄贈、93.2.26〕(文書館〔閲覧用目録「一般郷土史料1435」〕)

○D本「山口祇園社祭礼記」【元治元年書写奥書本】  
(1970)『山口祇園(社、脱)祭礼記/一冊/(類)祭祀/(成)元治元/(写)山口』(〔国書総目録第七巻〕)

○E本「祇園会由来記」  
(1929)『祇園会由来記/一/〇七〇/七〇三六』(図書館〔郷土志料目録〕)  
(1964)『祇園会由来記/一冊/(類)祭祀/(写)山口』(〔国書総目録第三巻〕)  
(1987)『祇園会由来記/一』(文書館〔諸文庫仮目録II「一般郷土史料204」〕)

○「山口祇園会驚之一巻」  
(1932)『山口祇園会驚之一巻/横屋六右衛門栄徳書之、堂ノ前町中、正徳三/一/〇七一/七〇〇』(図書館〔郷土志料目録〕)  
(1940)『山口祇園(会、脱)驚之一巻/難波栄徳著/写/一冊/(山口図書館所蔵)』(〔県史解題〕)  
(1970)『山口祇園会驚之一巻/一冊/(類)祭祀/(成)正徳三/(写)山口』(〔国書総目録第七巻〕)  
(1987)『山口祇園会驚之一巻)/欠』(文書館〔諸文庫仮目録II「一般郷土史料260」〕)  
(1993)『山口祇園会驚之一巻(写)/正徳3.9.16』〔図書館より寄贈 93.2.26〕(文書館〔閲覧用目録「一般郷土史料1436」〕)

〔表3〕 諸伝本の連関 (A~E本は、〔表4〕の(\*3)A~D、(\*1)E)

	目次	本文	元禄12 (表題)	享保4 (序1、2)	享保5 (奥書)	宝暦13 (奥書)	四九条 (1~6)(7・8)	書写系統
A本	四九条	四九条	○	○ (1、2)	○	-	○ ○	[II A]
B本	(49項目)	(同左)	○	○ (1、2)	○	○	○ -	[II B]
C本	(47項目)	(同左)	-	-	-	-	○ -	[II B]
D本	四九条	四九条	○	○(1)	-	-	○ ○	[II A]
E本	-	(再編)	-	-	-	-	○ -	

(序1、2は、真名序、仮名序) (四九条(1~6)、(7・8)は、四九条本の(1~6)項、(7・8)項)

〔表4〕 採訪経過(目録類での対照) ((\*1~3)は、〔表1〕の(\*1~3))

目録類 の略称	[志料] 1929/32	[県史解題] 1940	[稿本]	[国書] 64/70	[県図] 1969	[市報] 1981	現状
(*3)A	-	-	-	-	○	-	図書館
(*3)B	-	-	-	-	-	-	文書館 (多賀社文庫)
(*3)C	○	○	[稿]	○	-	[稿]	文書館 (一般郷土史料)
(*3)D	-	-	-	○	-	-	図書館
(*1)E	○	-	[稿]	○	-	○	文書館 (一般郷土史料)
(*2)	○	○	[稿]	○	-	[稿]	文書館 (一般郷土史料)

(目録類の略称) [志料]。『郷土志料目録』1929(行啓記念山口県立山口図書館)。『(同前)追加第一』1932。/[県史解題]。『防長郷土資料文献解題第一輯』1940(王政復古七十年記念山口県史編纂所編)。(「山口祇園会一卷」、「山口祇園驚之一巻」項担当は、小川五郎)/[稿本]。文書館「県史編纂所史料」の稿本。/[国書]。『国書総目録(第三巻、第七巻)』1964、1970。/[県図]。『郷土資料目録』1969(山口県立山口図書館)。/[市報]。『山口県無形民俗文化財驚の舞』1981(山口市教育委員会)。

また、E本も、かなりの改編・加除があるが、祖形は共通しており、幕末遷座後、そして御一新後の新編本として、新表題「祇園会由来記」が付されているのである。

とすれば、従来の採訪過程で、各本にまちまちの表題が付せられてきている——あるいは表紙表題により、あるいは目次表題によるなど(表2)資料名称、参照——が、本文の内容自体は、小異はあるが、祖本を共通にするものである。したがって、たとえば、「山口祇園御祭礼之覚(山口祇園会一卷)」——「山口祇園御祭礼之覚」は元禄十二年表題、「山口祇園会一卷」は目次表題(それぞれ、A・B・D本の場合)、——という共通タイトルで、よぶことができるといえよう。

以上、元禄十四年と享保五年の祖本〔I〕本と〔II〕本)のこと、各時期の書写、修訂(A↪E本)と、それらの承継関係(〔II E〕本系、〔II A〕本系)について、あらまし述べた(表4)書写系統、参照)。

#### 四 おわりに

如上のように、「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸修訂本について、まず、書誌的事項等、外形的データの比較から、単純な整理作業を試みた。併せて、諸本の伝来と採訪のプロセスをフォローしてみたが、その作業上、文書館設置(一九五九年)以前、戦前・戦後の山口図書館や旧県史編纂所(一九三七〜四四年)の関連データも一部参照した(表4)付表)。

諸本の本文自体の加除、切出と書入との全体的な点検・比較は、果たしていない。諸本の修訂の過程を点検することは、中世〜近世、そして、近世〜近代への、祇園会の時間的な推移のヒントになるとともに、諸本の成立経緯が示しているように——祇園社本、奉行所本、町方本それぞれに伝本制作の必要があった——、祭礼時における祇園社、奉行所、町衆の三者関係の動向を辿ることにもなるであろう。

当初の祇園社〔I〕本の成立自体が、奥書(元禄十二年)の前年六月、町奉行から町方への時刻繰上げ規制(六月七日の「朝五ツ時分」云々、四九条本七条)という祭礼執行上の節目になる時点であった。このような祭礼のルール変更と、マニュアル本修訂の必要性という視角で、諸本の成立と流布の仕方を理解できるのではないか。

近時、中世〜近世の山口祇園会に関して、

○頭人制(宮座的祭祀組織)が、車(鉾)と鷲舞を経営(天正十一年横屋昌信文書)

○六月七日の鷲舞は、京都祇園会の笠鷲鉾に相当する

○六月十四日の「三町車」、「車三両」(四九条本目次三条、本文三二条など)は鉾車である(三日月、菊水、西王母は、車の「真」の鉾頭)

などの考察が提示されており、永正期前後、天正期前後の祇園会の復元的な理解(たとえば神幸・還幸の往還と築山棧敷のこと)のためのデータとしても近世記録類の読解を深めていく必要性がある。また、

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について(百田)

○市街の祇園会と近郊農村とのかかわり(「上之御山」の「昇夫」の分担など)

という視点も提出された。あわせて今後の検討の共通の課題としたい。山口祇園会を見直す視角について、先学、同学諸兄姉から、ご批判ご参入を頂きたい次第である。

なお、九六、九七年度夏の文書館古文書講座に参加された受講生諸兄姉、東京学芸大学中村大介氏からお寄せいただいた質疑等が本稿の動機になったこと、伝本情報 の検索等で、図書館樹下明紀、博物館吉本一雄、萩市教育委員会柏本秋生、文書館山崎一郎各氏のご助言を得たことも記して謝意を表したい。

#### 〔註〕

(一) はじめに)

(二) 諸伝本の書誌)

(一) 山口大神宮文書のうち(山口市指定文化財「高嶺太神宮御鎮座伝記」)。防長風土注進家の「高嶺大神宮」項、「祇園社」項に分載

される。また、萩藩閩閩録(防長寺社証文)の「今伊勢」項参照。

(2) 田村哲夫「山口市八坂神社祇園祭に於ける鷲の舞の神事について」『山口県無形民俗文化財 鷲の舞』1981参照。

(3) 拙稿「大内文化の優雅な遺産、八坂神社の祇園会と鷲舞」『江戸時代人づくり風土記(山口)』1996. 3。  
(O A本)

(4) 当時山口市宮野石丸の徳万氏より寄贈された(樹下明紀氏)「教示」印記「徳万氏」参照。「徳万家」は宮野の旧家で、徳万伊助は文化二年山口大庄屋(田村哲夫『宮野八百年史』1981)。

(5) 扉表面(内表紙)が表紙裏面に貼られており、現状では、扉の表題がよく見えない。

(6) 「元禄十四年」の年次は奥書(資料4)による。表紙題箋・扉表題では「元禄十二年」。

(7) 松雲院は、慶長年中開基(旧号平安寺)。檀那毛利輝元。本寺京都南禅寺。徳海は正徳二年松雲院八世、諱見昭(防長寺社由来)第六卷、椿西分)。明治に廃されて大照院へ(『秋市史(第三卷)』)。

(8) 「紙数七拾三枚」の文言は、B本本奥書(図2)文言とも共通

であり、親本(祇園社(II)本)の紙数である。A本実紙数(現状)

は墨付六九紙(ただし六九丁目・奥書前後に数紙分の截痕がある)。またB本実紙数は墨付六三紙。

(9) 「四十九」条1〜4項は、宝永元(正徳三年(一七〇四〜一三))記事。5項は享保九年(一七二四)、6項は享保十二年記事。7項は「一、享保五年元就公御百五拾年ニ当ル。然者、祇園御祭礼例年之通ニ被仰付候段、山之帳面ニ相見申候事」、8項は「一、明和七年元就公御式百年ニ当ル」(毛利元就一五〇年、二〇〇年記事)。  
(O B本)

(O C本)

(10) 「市報」翻刻解題(山口祇園会一卷)に、「(大市菊屋原本二批ル)」との説(山口図書館「郷土志料目録追加第一」1983)が引いてある。

(11) C本(赤ラベル)に「(多)」とある。多賀神社伝来か。前記多賀神社伝来のB本(赤ラベル)にも「(多)」があった。

(12) 目次条目の異同。C本目次では、A本目次「九」条を欠くが、C本本文に、A本本文「九」条該当記事がある。また、A本目

次「二十五」、「二十六」条も、C本目次では併合されて一箇条(20)

条であるが、C本本文には両条それぞれに該当する記事がある。

(O D本)

(13) 寺社処。藩政時代、「寺社奉行」のもとに「寺社所検使」、「各地御代官」のもとに「寺社方」があった(「旧長藩職役一覽表」)「ものしけり」(1916)。「寺社処」は不明。

(14) 元治元年遷座。祇園社は、元年四月より移築解体、五月六日落成、遷宮(「山口名勝旧蹟図誌」1893)。  
(O E本)

(15) 「祇園会由来記」の「最初の部分」(序「祇園社」)が、C本本文では、(40)条「祇園之事諸本(書、脱、入有之写)」に相当する旨、すでに「市報」翻刻解題(山口祇園会一卷)に指摘がある。

(O 山口祇園会鷲之一巻)

(16) 元禄十四年清書本。「横屋六右衛門方」より、「祇園」へ「書立」を寄進したという(山口祇園会鷲之一巻正徳四年奥書)。この時点は、享保五年(前記「II」本の寄進)以前であり、元禄十四年(前記「I」本の寄進)であろう。寄進者「六右衛門」は、「六右衛門栄

「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本について(百田)

徳」(同前奥書)である。

(17) 「堂之前町中」。「鷲舞」と「堂之前町」の関係は、慶長初期より。大内義興の「山口祇園御神事中興」以後、六月七日の「鷲」は十四日の「車二両」とともに「大市町」が所動していたが、「鷲舞」は「慶長之始」に、「大市」より譲られて「堂之前町中」の所動となる(山口祇園会鷲之一巻「十五」、「十六」条)。

(18) 町方本。「市報」翻刻解題(山口祇園会鷲之一巻)で、「原本」は堂の前町の「津守氏所蔵であったようである」とする(「表1」参照)。  
(O 栄徳)

(19) 「私(栄徳)ハ、横屋弥左衛門家統」にて、「山口町大年寄役」であったという(山口祇園会鷲之一巻正徳四年奥書)。

(20) 昌信の孫。天正十一年の「二巻」(「表1」)の横屋昌信文書は、「横屋弥次郎(後法体宗発/但、大市住難波氏)」の書付であり、正徳年間には宗発の孫、「横屋六右衛門栄徳」の所持という(山口祇園会鷲之一巻「十五」条)。栄徳は祇園社「II」本だけでなく、同「I」本の寄進者でもある。(前註16)参照。

なお、萩藩閩閩録には、萩町人「横屋徳左衛門」家と、山口町人

「横屋六右衛門」家を載せ、各々に、宗堯宛毛利輝元書状などがある。「横屋弥右衛門栄直」は、「始弥次郎、号宗堯」、「始弥二郎、後

宗堯」といい(萩町人「横屋徳佐衛門」家、山口町人「横屋六右衛門」家の補注)、天正十一年の「弥次郎昌信」であろう。

また、十九世紀後半には、慶長十二年春、「横屋弥次郎栄直を萩府へ召、呉服街に巷区をたひて住しめられ」云々と伝承する(防長風土注進案「山口街志」項)。

(三) 「山口祇園御祭礼之覚」系統の諸本)

(四) おわりに

(21) 祇園社本の例。元禄十四年清書、寄進本(Ⅰ)。享保五年神納の正本(Ⅱ)。

(22) 奉行所本の例。享保五年神納の副本(Ⅲ)。元治元年書写奥書本(D本)。

(23) 町方本の例。享保五年神納の副本(Ⅲ)、のちに奉行所呈上)。宝暦十三年書写奥書本(B本)。

(24) 「山口町衆」の初見は、慶長十九年「山口町衆御祈念之連歌二付願書」(文書館「多賀社文庫」303、「国守進」山口の町衆)『防長風

土注進案・付録5』162所引)。これに「山口町衆」として、「横屋」、「納屋」の名がある。

(25) 元禄十一年の時刻繰上げ規制。前掲(註3)参照。

(26) 植木行宣「都市と祭礼―山鉾の祭りとその展開―」(仏教大学総合研究所紀要)第3号196.3。三町車の「真(真木)」は柱であり、鉾であるとのご示教を得た。「真」は「真柱」(天正十一年横屋昌信文書)。これまで「車二両」(同前文書)の車を「踊り車」とする解釈があった(『市報』翻刻解題参照)。なお、天正十一年の「車二両」と近世記録の「三町車」、「車三両」の関連については未考。

(27) 築山棧敷。棧敷間数(四九条本三六条)は、五間×一間半(北側)、五間×一間半(南側)である(図3、図4参照)。拙稿「二五世紀後半の周防守護所―二つの会席・二つの郭をめぐって―」(山口県史研究)第3号198、前掲(註3)で、周防守護所(大内氏館)と、その築山・築地・祇園会の棧敷仮設について触れた。

(28) 山下聡「近世山口祇園会にみる支配と民衆(発表要旨)」(山口県地方史研究)第77号197参照。